

**わたSHIGA輝く国スポ高島市開催競技会場設営・撤去等業務委託
仕 様 書**

1 委託業務の名称

わたSHIGA輝く国スポ高島市開催競技会場設営・撤去等業務委託

2 業務の目的

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施するわたSHIGA輝く国スポ大会（以下「大会」という。）の運営に必要な仮設物、物品、看板等（以下「仮設物等」という。）の設営、保守・管理および撤去・処分を行い、円滑な大会運営が行われることを目的とする。

3 業務場所

(1) ウエイトリフティング競技

- ア （競技会場）滋賀県立安曇川高等学校体育館
- イ （練習会場）滋賀県立安曇川高等学校隣接地
- ウ その他市実行委員会が指定する場所

(2) ソフトボール競技

- ア （競技会場）高島市今津総合運動公園第1グラウンドおよび第2グラウンド
- イ （練習会場）高島市今津総合運動公園第2グラウンドおよび第4グラウンド
- ウ （雨天練習会場）高島市今津総合運動公園サンルーフ今津
- エ その他市実行委員会が指定する場所

(3) 銃剣道競技

- ア （競技会場）新旭体育館
- イ （練習会場）高島市立湖西中学校体育館および高島市立新旭南小学校ならびに航空自衛隊饗庭野分屯基地体育館
- ウ その他市実行委員会が指定する場所

(4) 高等学校野球軟式競技

- ア （競技会場）高島市今津総合運動公園今津スタジアム
- イ （練習会場）高島市今津総合運動公園第3グラウンド
- ウ その他市実行委員会が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

5 業務委託の内容

- (1) 大会開催に必要な仮設物等の設営、保守・管理業務（設営に伴う、施設の常設物の移動および配置換え等を含む。）

- (2) 市実行委員会が準備する仮設物等の設営、保守・管理業務
- (3) 大会終了後の仮設物等の撤去・処分業務および原状回復業務
- (4) 上記業務に必要な申請および調整業務
- (5) その他本業務の実施に必要な業務

6 競技会場の設営・撤去等期間（原則）

(1) ウエイトリフティング競技

設営場所	設営期間	競技期間	保守管理期間	撤去・原状回復期間
滋賀県立安曇川高等学校体育館および周辺	令和7年9月13日～ 平成7年10月1日	令和7年10月3日～ 令和7年10月7日	設営完了～ 競技終了	競技終了後～ 令和7年10月11日

(2) ソフトボール競技

設営場所	設営期間	競技期間	保守管理期間	撤去・原状回復期間
高島市今津総合運動公園第1グラウンドおよび第2グラウンドならびに周辺	令和7年9月15日～ 令和7年9月26日	令和7年9月29日～ 令和7年10月1日	設営完了～ 競技終了	競技終了後～ 令和7年10月8日

(3) 銃剣道競技

設営場所	設営期間	競技期間	保守管理期間	撤去・原状回復期間
新旭体育館および周辺	令和7年9月22日～ 平成7年10月2日	令和7年10月4日～ 令和7年10月6日	設営完了～ 競技終了	競技終了後～ 令和7年10月10日

(4) 高等学校野球軟式競技

設営場所	設営期間	競技期間※	保守管理期間	撤去・原状回復期間
高島市今津総合運動公園今津スタジアムおよび周辺	令和7年9月15日～ 令和7年9月26日	令和7年9月29日～ 令和7年9月30日	設営完了～ 競技終了	競技終了後～ 令和7年10月4日

※高等学校野球軟式競技の競技期間の予備日は、令和7年10月1日とする。なお、予備日に競技を実施した場合においても、撤去・原状回復期間は変更しないものとする。

(5) その他

会場設営および撤去等にあたっては、設営および撤去・原状回復の期間は上記期間内で行うことを原則とするが、施設管理上の観点から発注者と協議のうえ期間を短縮できるよう受託者は務めるものとする。

7 法令、条例等の遵守

本業務の履行に関係する法令、条例等は遵守すること。なお、法令、条例等に基づき必要な許認可や有資格者の配置等については、適切に対応すること。

8 仮設物等の仕様

- (1) 仮設物等の仕様および数量は、大きさおよび性能・機能等において、「設計図書」、「内訳明細書」および「サイン計画」記載のものと同等品以上のものとする。なお、仮設物等の指定がある場合は当該製品とし、やむを得ず指定された製品以外のものを使用する場合は、事前に発注者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が用意する仮設物（看板除く）等は、施設備品および発注者備品等と簡単に区別できるようにすること。
- (3) 設計図書等において、調達方法が「実行委員会」、「施設備品」、「持ち回り備品」、「製作済」等の表示となっている備品等は、市実行委員会等が受託者に貸与し、受託者が設置および管理等を行うものとする。なお、ウエイトリフティング競技において、「競技団体」および「専門業者」の表示になっている備品等の設置、撤去および管理については、本業務に含まないものとする。
- (4) 受託者が用意する仮設物等は、錆・傷・汚損等のないものとし、指定された製品を除き統一性を持たせること。なお、発注者から交換の指摘があった仮設物等については、直ちに交換すること。
- (5) 「わたSHIGA輝く国スポ」の規定書体、愛称・スローガンのロゴマーク、イメージキャラクター等については、市実行委員会が提供するデータを使用するものとし、受託者の判断により改変等を行わないこと。
- (6) 大会期間中の仮設物等の使用に必要な消耗品の添え付けおよび点検補充の確保を図ること。
- (7) 本業務で作成された会場案内等の看板（サイン）一式について、大会後発注者に帰属するものとし、他の業務等で保持することを前提に設置および撤去を行い、発注者の指示により、所定の場所に移送するものとする。
- (8) 「サイン計画」により新たに作成し、設置する看板については、発注者の指示に基づきフリガナを併記すること。

9 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の実施に関し、建築基準法および消防法ならびにその他関係法令に基づく官公庁その他関係機関に対する必要な届出・申請・検査等の手続きについては、あらかじめ発注者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受託者がその業務を代行すること。

なお、関係書類作成に伴う費用および申請に伴う費用は、受託者の負担とする。

10 現場管理

- (1) 受託者は、設営着手から撤去終了までの期間、仮設物等の設営および使用に熟知・熟練し、作業判断を下せる業務主任者を業務場所に1名以上常駐させ、トラブルや事故の無いように十分な安全対策を施し、円滑かつ効率的に業務を遂行すること。
- (2) 同日に複数の競技を開催する場合は、各競技会場に業務主任者を常駐させること。

11 設営・撤去

- (1) 設営については、設計図書により行い、発注者および当該会場施設管理者と十分協議した上で詳細設計図を作成し実施にあたること。なお、既存の状態で設置不可能な場合は、発注者および当該会場施設管理者と協議の上、設営可能な状態にして業務を行うこと。
- (2) 設営について発注者と協議した上で図面等の設計変更が必要となった場合は、新たに変更後の図面等の提出を行うこと。なお、図面等の作成については、マイクロソフトビジュアル形式で作成すること。
- (3) 発注者が手配した備品等および会場施設が備えている備品等を使用するものについては、それらの運搬、設置、撤去、返却等を行うこと。
- (4) 仮設物等の設置については、風雨対策を万全に施し、倒飛壊が生じないようにウエイトまたは杭木等堅牢な固定方法により確実に設置するとともに、安全対策を確実に実施すること。なお、杭木等で固定する場合は、構造物や工作物等が損傷しないよう十分留意するとともに、既存の状態で設置不可能な場合は、当該施設管理者と協議の上、破損の無いよう養生を施すこと。（ウエイト、安全対策等の費用は受託者の負担とする。）
- (5) 仮設物等の設置開始から撤去までの間、荒天時、夜間および緊急時を含め、仮設物等を適切に維持管理し、円滑な大会運営が行えるようにすること。
- (6) 同じ会場で並行して作業を行う他の委託業者がある場合、工程調査を事前に十分に行い、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。
- (7) 大会終了後、仮設物等を撤去し当該会場の原状回復を行うこと。
- (8) 設営および撤去により発生した廃棄物等の処理は、関係法令に基づき、受託者の責任において適切に行うこと。なお、これに伴う費用については、受託者の負担とする。
- (9) 設営および撤去業務完了後、直ちに発注者に報告し、発注者の確認を受けること。
- (10) 受託者は、当該会場施設管理者から異議または意見があったときは、速やかに発注者に報告し、その指示を受けること。
- (11) 資格を要する業務については、有資格者にて行うこと。
- (12) 通信用 LAN の設置については、各諸室内の機器が共有できるなど運用上支障がないよう配線および設定を行うこと。
- (13) インターネット接続については、発注者の指示により有線またはポケット Wi-Fi により現地確認を行ったうえ、運用上支障のない通信環境を確保するための機器（通信制限

がないもの)を設置するものとする。なお、通信料等通信に係る一切の経費は、受託者の負担とする。

- (14) インターネット接続について、ウイルス対策等のセキュリティ設定を講じること。
- (15) デジタル業務用無線機に係る必要となる免許等は、発注者が事前に取得すること。なお、申請および電波使用料等の一切の経費は、受託者の負担とする。
- (16) 発電機は極低騒音型とし、安定した電源供給を行うため必要に応じてブレーカー、分電盤、トランス等を設置するものとする。
- (17) 各種配線等の敷設については、ケーブルプロテクターを施すなど、車両や歩行者の有無に関係なく、設備が安全かつ安定した使用ができる対策を講じること。また、設置する施設の夜間時の施錠や閉鎖など施設の適正な管理に支障がないようにすること。
- (18) 本仕様書においては、本業務の基本的事項について定めているが、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、発注者と協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。
- (19) 本業務受注に際し、使用備品の調達等について、可能な範囲において市内業者の活用に配慮すること。
- (20) 設置するのぼり旗は発注者が無償で提供を行う資材を用いることとし、設置場所および設置方法、のぼり旗の種類は発注者の指示に基づくものとする。

Ⅱ 2 保守・管理

- (1) 仮設物等は、常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて修理、交換、補充等を速やかに行うこと。なお、これに伴う費用については、発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、受託者の負担で行うこと。
- (2) 荒天時により、継続して設営が困難であると判断した場合は、直ちに撤去を行い、天候の回復を待って発注者の指示により再度設営をすること。
- (3) 保守・管理に従事する者（以下「従事者」という。）は、発注者が貸与するＡＤカードを着用すること。なお、受託者は、各業務に従事する前に従事者の名簿等を市実行委員会に提出すること。
- (4) 発電機については、関係者以外が容易に立ち入らないよう囲い等の安全対策や表示看板による周知等を講じるとともに、使用に支障をきたさないよう燃料の購入、運搬、補給等の管理全般を行うこと。
- (5) 仮設トイレについては、設置および撤去のみ本業務に含むものとし、設置後のトイレ清掃、トイレトーパー補充等の管理および汲み取りは、本業務に含まないものとする。
- (6) 携帯電話は、通話料および通信料等は使用制限がないものとする。なお、通話料、通信料および機器使用に係る経費等は受託者の負担とする。

Ⅱ 3 安全管理

受託者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

(1) 業務場所の管理

労働者の安全および衛生管理、整理整頓、公害防止ならびに周辺および施設利用者等への配慮を行うこと。

(2) 交通法規の遵守

運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人対策等を講じること。

(3) 保護対策

本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。なお、大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないよう養生などの対策を講じること。

(4) 緊急対策

仮設物等の倒飛壊や破損など、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を構築するとともに、緊急時には発注者の指示により直ちに対応すること。

(5) 臨機の措置

受託者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、発注者の指示を受け、臨機の措置をとること。

また、不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の責任において、受託者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに発注者に報告すること。なお、その措置内容について発注者から指示があった場合は、直ちにその指示に応じることとし、これに伴う費用については、別途協議を行うものとする。

(6) 損害・事故責任

本業務の履行に際し受託者の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受託者の責任とし、発注者はいかなる責任も負わないものとする。

また、設営された仮設物等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、発注者の責めに帰すべき理由の場合を除き、発注者は責任を負わないものとする。

(7) 労働災害保険、施設賠償保険、請負業者賠償責任保険、動産総合保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

Ⅰ 4 中止等の場合の支払

荒天その他の理由により、競技会の全期間または一部期間が中止等になった場合、競技会上等における仮設施設等の経費については、実際に生じた支払額に応じ、協議のうえ変更契約の対象とする。

Ⅰ 5 再委託等の制限

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせるときは事前に書面にて報告し、市実行委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

Ⅰ 6 秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守すること。

Ⅰ 7 資料提供

市実行委員会事務局は受託者に対し、本業務を遂行するにあたり本大会会場設営計画書等の必要な資料を可能な範囲において準備し提供を行う。なお、提供された資料の目的外使用を禁止する。また、本業務の終了後、速やかに市実行委員会事務局に返却するものとする。

Ⅰ 8 成果品の帰属

- (1) 提出する成果品の著作権およびその他いかなる権利は、すべて市実行委員会に帰属し、データの改変および二次利用等に対し、受託者は一切異議を唱えることはできない。また、成果品の引渡前であっても、報告された計画書等を業務上必要な範囲において使用する場合がある。
- (2) 受託者は、本委託の成果物が第三者の著作権を侵害していないことを保証し、紛争が生じた場合は、受託者の責任者と負担において解決するものとする。

Ⅰ 9 その他

- (1) 設置に当たり機械、搬入用敷き鉄板などが必要な場合は、特に明示がなくとも必要な経費を積算に含めること。
- (2) 積算および請求書に記載する単価については、人件費・交通費・運搬費等すべての経費を一単価に含めること。
- (3) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、受託者が独自に判断を行わず、必ず発注者と協議を行い、発注者の指示を受け適切に履行すること。

2 1 提出書類

(1) 契約締結後

- ア 業務着手届 Ⅰ部
- イ 業務主任者届 Ⅰ部
- ウ 業務工程表 Ⅰ部
- エ 組織図および緊急電話連絡体制図 Ⅰ部
- オ 労働災害保険、施設賠償保険、請負業者賠償責任保険、動産総合保険等、業務上必要となる保険に加入した写し Ⅰ部
- カ 詳細設計図（仮設ハウス等）（電子データ） Ⅰ部
- キ その他発注者が指示するもの 一式 Ⅰ部

(2) 業務完了後

- ア 業務完了届 1部
- イ 業務完了報告書（競技毎に業務内容をまとめた書類） 1部
- ウ 現場撮影写真（諸室・施設ごとに設営前、設営後、撤去後） 1部
- エ 現場打合せ記録簿 1部
- オ 業務日報 1部
- カ その他発注者が指示するもの 一式 1部

2.1 支払条件

検査合格後、請求を受けてから 30 日以内に支払うものとする。なお、前金払、部分払は行わない。

2.2 業務にあたっての留意事項

- (1) 本業務は、市実行委員会事務局や競技団体、施設管理者等との密接な協議に基づき遂行すること。また、打合せ記録簿を作成し、市実行委員会事務局と相互に確認すること。
- (2) 業務遂行にあたっては、受託者は実施調査を詳細に行い、施設および会場周辺環境の現状を踏まえながら、競技会が安全、確実かつ円滑な運営が行えるよう実施すること。
- (3) 設計にあたっては、会場既存の施設・備品を活用することを第一とし、必要以上の仮設物の設置および備品等の借用をしないようにするとともに、特定の業者しか対応できない仮設物もしくは備品を指定せず、一般的かつ同等品において対応可能なものとする。
- (4) 計画の立案にあたっては、関係法令により必要となる許認可申請、届出等について関係機関と事前に協議を行い、別途、市実行委員会が行う建築確認申請および消防計画申請等において、許可が得られるものとする。
- (5) それぞれの計画においては、ユニバーサルデザインを基本とし、競技会の円滑な運営と一般観覧者の安全で快適な観戦を必要最低限の設備により実施できるようにすること。
- (6) 図面等の作成については、市実行委員会事務局の仕様アプリケーション（マイクロソフトビジオ）に対応する形式で作成の上、当該アプリケーションで設計の意図通りに表示しているかを確認すること。また、必要に応じ市実行委員会事務局に対し、当該アプリケーションの使用法に關しアドバイスを行うこと。
- (7) 図面等の修正提出時には、前回からの修正箇所がわかるようにすること。
- (8) 業務の遂行にあたっては、各競技担当者や競技団体等との協議および市実行委員会事務局への進捗状況の報告を迅速かつ正確に行える体制を整備すること。
- (9) 市実行委員会の発注する建設工事等における暴力団等による不当介入の排除について
 - ① 受託者は、施行について暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市実行委員会発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）から不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けたときは、断固としてこれを拒否す

るとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、警察が行う必要な捜査に協力するものとする。

- ② 受託者は、前項の規定により通報を行った場合は、速やかに通報書（別記様式第Ⅰ号）により高島警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受託者は、以上のことについて、下請負人（すべての協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。
- ③ 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

24 問い合わせ先

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会事務局
(高島市教育委員会事務局 スポーツ振興部 国スポ・障スポ大会推進課内)
担当：桂田
〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
TEL：0740-25-8567 FAX：0740-25-8539
E-mail：kokusupo-syosupo@city.takashima.lg.jp

不 当 介 入 { 不当要求
業務妨害 } 事 案 通 報 書

滋賀県 高島警察署長 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会長 様

(通報者)

		※ 取扱署等	滋賀県 警察署 課
受託者	所在地	(本社)	電話 () — FAX () —
		(現場事務所)	電話 () — FAX () —
		名 称	
		代表者	(現場事務所の代表者)
	通報者 等	(通報者の職・氏名)	電話 () —
		(対応者)	
		所属会社名	電話 () —
		氏 名	
役 職			
不当介入の 行為者	住 所	電話 () — FAX () —	
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	[元請・下請] (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 () — FAX () —	
工事件名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への通 報の状況	(警察への通報)	有 ・ 無	
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課
	(通報日時)	令和 年 月 日 時 分頃	

注Ⅰ 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者および所轄警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず元請負人（受注者）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。

4 ※の欄は、警察署において記入すること。